

## 【Q&A】 税務上の問題が生じないための合併比率の算定法

非上場会社が、他の非上場会社を吸収合併する場合において、合併法人と被合併法人の間で取り決めた合併比率の妥当性をめぐり、税務上のトラブルが生じるケースがあります。

そこで今回は、非上場会社間の合併における、税務上の問題が生じないための合併比率の算定法について、Q&A方式によりポイントを説明します。

### 【Q】

当社は、代表取締役の甲が発行済株式の全部を所有する株式会社です。このたび当社は、甲の長男が発行済株式の全部を所有する株式会社Xを吸収合併することになりました。この合併において、税務上の問題が生じないような合併比率の算定方法について教えてください。

### 【A】

#### 1. 合併比率の算定方法

合併比率とは、被合併法人（消滅会社）の旧株式に対して、割当てられる合併法人（存続会社）の新株式の割合をいい、具体的には次の算式により算定します。

$$\text{合併比率} = \frac{\text{被合併法人の株式の1株当たりの評価額}}{\text{合併法人の株式の1株当たりの評価額}}$$

したがって合併比率の算定においては、合併法人と被合併法人の1株あたりの価値、すなわち、これら会社の株価をそれぞれ評価する必要があります。なお、会社分割や株式交換時の分割比率、交換比率の算定方法も、基本的には合併比率の算定と同じ方法によります。

#### 2. 合併比率算定時の株式評価方法

合併比率を算定する場合の合併法人と被合併法人の株式の評価方法について、会社法や税法は、明確に規定していません。合併比率は、原則として、合併法人と被合併法人間で合意した株式の評価額に基づいて算定すればよいことになります。

ただし、合併法人と被合併法人の会社の株式の時価の比率と異なる合併比率により合併を行った場合には、株主間で贈与があったものとみなされ、お尋ねのケースでは、利益を受けた（個人）株主

に対して贈与税が課税されるおそれがあります（相続税法9条）。このため、合併比率の算定に当たっては、合併法人の株式と被合併法人の株式の時価を適正に算定することが必要となります。

この場合の合併法人の株式と被合併法人の株式の時価の算定は、相続税法（財産評価基本通達）や法人税法（法人税基本通達）上の時価の算定方法をはじめ、様々な税務上の評価方法があります。

実務上は、合併法人と被合併法人の企業価値を客観的に測定でき、これらの法人の株主の理解を得やすいことから、合併法人と被合併法人の「1株当たり時価純資産価額」（具体的には、財産評価基本通達185に定める1株当たりの純資産価額の算定方法を基に、その会社の保有する土地や上場有価証券の価額を時価により算定し、かつ、評価差額に対する法人税額等の控除をしない等の修正を行って計算した純資産価額が該当するものと考えられます。）を基に、合併比率を算定するのが望ましいといえます。特に税務においては、1株当たり時価純資産価額を基に合併比率を算定すれば、合併法人又は被合併法人のいずれかが時価ベースで債務超過ではない限り、株主間における経済的利益の移転による、みなし贈与課税の問題は原則として生じないものと考えられます。

#### 3. 法人税法上の適格合併と合併比率

合併比率の算定方法は、ご質問のような完全支配関係（法人税法2条12の7の6号）のある法人間の合併、すなわち法人税法上の適格合併（法人税法2条12の8号）であっても、適格合併に該当しない合併（以下、「非適格合併」といいます。）であっても、原則として変わりません。

ただし、非適格合併の場合、資産及び負債は時価で被合併法人から合併法人に譲渡したものとされる（法人税法62条1項）ので、被合併法人の資産の含み益に対して法人税等が課税され、その納税義務を合併法人が承継します。合併法人の1株当たり時価純資産価額の計算では、この法人税等を合併法人の債務として考慮した上で、合併比率を算定する必要があります。